

議事2

病院整備計画の計画変更について

## 病院の整備計画の公募に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備の基本的方向に沿う病院の整備計画の公募（以下「公募」という。）を行うに当たり必要な事項を定め、埼玉県の医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

### (申請者の責務)

第2条 公募に応じようとする者（以下「応募者」という。）は、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備が図られるよう協力し、この要綱に定める手続等を遵守するものとする。

### (申出書の提出)

第3条 応募者は、知事が指定する期間内に、別紙様式1の「病院の整備計画申出書」（以下「申出書」という。）を保健医療部長に提出しなければならない。

### (申出書の審査)

第4条 保健医療部長は、病院の整備計画（以下「整備計画」という。）について医療提供体制整備の基本的方向との適合性、計画の確実性等を審査する。

2 保健医療部長は、前項の審査をするため、次の各号に掲げる者をもって組織する公募審査会を設置する。

- (1) 保健医療部長
- (2) 保健医療部副部長
- (3) 保健医療政策課長
- (4) 医療整備課長

### (採用する整備計画の決定)

第5条 知事は、医療審議会の意見も踏まえて採用する整備計画を決定する。

2 第1項の規定により決定したときは、保健医療部長は、速やかに応募者にその結果を通知する。

### (申出書の返却)

第6条 保健医療部長は、応募者から書面により応募の取下げがあったときは、当該者から提出された申出書を返却する。

(被採用者の責務)

第7条 採用の通知を受けた者(以下「被採用者」という。)は、採用に係る整備計画(以下「被採用計画」という。)に基づき事業を実施するものとする。

(採用後の状況の把握)

第8条 被採用者は、病院の開設等が行われるまでの間、四半期毎に被採用計画の進捗状況を保健医療部長に報告するものとする。

2 保健医療部長は、適宜被採用計画の進捗状況を医療審議会に報告するものとする。

(採用計画の変更)

第9条 被採用者は、被採用計画を変更する必要がある場合、別紙様式2の「病院の整備計画変更申請書」を保健医療部長に提出しなければならない。

2 保健医療部長は、医療審議会の意見も踏まえ、やむを得ないと認められる場合は承認するものとする。

(採用通知の失効)

第10条 被採用計画による期日までに事業が開始されないときは、保健医療部長は採用決定を取り消すものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 病院整備計画（平成25年8月採択分）の計画変更について

### 1. 採択の状況

採択の時期	病院数	病床数	条件
平成25年8月	29病院	1,854床	平成30年3月までに開設

### 2. 年度別整備状況（変更承認済含む）

H28まで 整備済	H29 整備予定	H30以降 整備予定	計画中止	合計
574床 (17病院※)	810床 (10病院)	400床 (2病院)	59床 (2病院)	1,843床 (29病院)

※計画病床数の一部のみを整備済の病院：3病院あり（瀬戸病院含む）

### 3. 変更承認申請のあった病院

病院数	病床数
1病院	11床

#### (1) 瀬戸病院（所沢市）

ア 整備計画：既存棟の増改築 [増床26床（小児救急・周産期）]  
平成27年1月 15床整備済（既存施設の改修）

イ 変更内容：計画中止（26床のうち11床）

ウ 変更理由：既存施設の改修により15床を整備したが、建築費高騰のため増築による11床の増床計画を中止する。

## 病院整備計画（平成28年3月採択分）の計画変更について

### 1 採択の状況

採択の時期	病院数	病床数	条件
平成28年3月	27病院	612床	平成30年3月までに着工

### 2 年度別整備状況

H28まで 整備済	整備予定				合計
	H29	H30	H31	小計	
69床 (8病院※)	145床	25床	272床	442床 (16病院)	511床 (22病院)

※計画病床数の一部のみを整備済の病院：2病院あり

### 3 変更承認申請のあった病院

病院数	病床数
5病院	101床

#### (1) 齋藤記念病院（川口市）

ア 整備計画：敷地内に新棟を建築

[増床20床（精神疾患を有する身体合併症患者に対応する救急）]

イ 変更内容：計画中止

ウ 変更理由：収益の減少により融資計画が困難となり新棟建築を断念。  
既存施設の改修による増床を模索したが、20床を整備するには広さが不足しており、増床計画を中止する。

#### (2) 岩槻南病院（さいたま市）

ア 整備計画：敷地内に新棟を建築 [増床6床（高度専門医療）]

イ 変更内容：着工時期の延期（平成30年3月→平成31年3月）

\*開設予定時期（平成32年5月）

ウ 変更理由：建築費高騰により、既存施設を一部活用する計画への変更が必要となり、設計変更により時間を要したため、着工時期を延期する。

(3) 狭山中央病院 (狭山市)

ア 整備計画： 隣接地に新棟を建築 [増床28床 (二次救急)]

イ 変更内容： 着工時期の延期 (平成30年3月→平成31年3月)

\*開設予定時期 (平成32年4月)

ウ 変更理由： 地権者との交渉に時間を要し、整備計画地の一部の取得が遅れているため、着工時期を延期する。

(4) 塩味病院 (朝霞市)

ア 整備計画： 近隣地に新棟を建築 [増床17床 (回復期リハ・在宅医療)]

イ 変更内容： 着工時期の延期 (平成30年3月→平成31年7月)

\*開設予定時期 (平成33年1月)

ウ 変更理由： 当初予定していた整備計画地の一部 (自己所有地の隣地) の取得ができず、別の隣地を取得して整備することとなり、設計変更に関時間を要したため、着工時期を延期する。

(5) 南部厚生病院 (春日部市)

ア 整備計画： 敷地内に新棟を建築 [増床30床 (緩和ケア)]

イ 変更内容： 着工時期の延期 (平成30年3月→平成30年6月)

\*開設予定時期 (平成31年7月)

ウ 変更理由： 日影規制に係る建築許可に時間を要しているため、着工時期を延期する。